

工事着手から完了公告後までの諸手続申請等図書の作成

1 申請図書の作成上の注意事項

P210「 開発許可申請図書の作成，1 申請図書の作成上の注意事項」を参照してください。

2 申請図書一覧表及び作成要領

(1) 工事着手から完了までの諸手続

開発行為の着手届（県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作 成 要 領 等
1	開 発 行 為 の 着 手 届 出 書	工事に着手しようとするときは，速やかに必要事項記載のうえ以下に定める書類を添付し関係市町村開発許可担当課に1部を提出してください。（記載例（P263））
2	工 程 表	開発区域の面積が1ヘクタール以上の場合工程別に作成した工事工程表を添付してください。

開発行為変更許可申請（法第35条の2，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

開発行為変更許可申請書のほかに，変更に係る部分についてP211「2 開発許可申請，(1) 開発許可申請図書一覧表」に掲げる変更に関係する図書が必要です。

なお，変更に係る部分について，変更対称表（変更前・後の対称及び変更理由），変更前後の箇所
の図面を作成してください。

作成要領については，P212「2 開発許可申請，(2) 開発許可申請図書作成要領」に基づいて作成
してください。

開発行為軽微変更届（法第35条の2，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作 成 要 領 等
1	開 発 行 為 軽 微 変 更 届 出 書	開発許可を受けた図書の内容を変更しようとする場合で、軽微な変更該当するものは、必要事項記載のうえ関係市町村開発許可担当課に2部（岡山市，倉敷市，玉野市は1部提出）を提出してください。
2	そ の 他 の 資 料	・変更前後のわかる図書を添付してください。 ・知事（市長）が必要と認める図書について，その指示に従い提出してください。

工事完了届（法第36条，則第29条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作 成 要 領 等
1	工事完了届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為（開発区域を工区に分けたときは工区）に関する工事を完了したときには，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し，関係市町村開発許可担当課に県用，市町村用の2部（岡山市，倉敷市，玉野市は1部）を提出してください。 ・知事（市長）は工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し，適合していると認めたときは検査済証を交付し，工事が完了した旨を公告（公報に掲載（市は提示））します。（記載例（P260））
2	工事施行状況写真	<p>工程が次に掲げる工程に至ったときは，床堀り，型枠及び配筋，裏込砕石，透水層，集水管又は暗渠等の形状及び位置等についての施行状況の写真を工事完了届と同時に知事（市長）に提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 擁壁，主要工作物等の基礎の床堀り又は型枠の組立てが完了したとき。 ロ 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の工作物等の配筋が完了したとき。 ハ 擁壁の高さが計画高の1/2の工程に達したとき。 ニ 排水施設のうち，地下に埋設する集水管，暗渠等の配置を完了し，土砂の埋め戻し直前となったとき。 ホ その他工事完了後外部から確認できなくなる箇所が施工段階にあるとき。
3	竣工写真	区域全体のわかる写真を添付してください。
4	工事の各種データ	工事中に行った各種のデータ（コンクリートの強度試験表，基礎杭の支持力表，舗設前の路盤の支持力表等）を必要に応じ添付してください。
5	土地利用計画図（S = 1 / 1,000）	<ul style="list-style-type: none"> ・竣工時の土地利用計画図を3部（岡山市，倉敷市，玉野市は2部以上必要な場合有）提出してください。 ・また分譲目的の場合には区画ごとの確定測量図も添付してください。 ・構造物別に色ぬりをしてください。

公共施設工事完了届（法第36条，則第29条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作 成 要 領 等
1	公共施設工事完了届書	<ul style="list-style-type: none"> ・開発区域内の公共施設に関する工事が完了したときは，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し関係市町村開発許可担当課に県用，市町村用の2部（岡山市，倉敷市，玉野市は1部提出）を提出してください。（記載例（P261）） ・倉敷市は，公共施設に該当する公園について，また玉野市は，公園及び道路について，土地の帰属に関する必要書類を1部同時に提出してください。 ・「工事完了届」と同時に提出するときは以下の書類は必要ありません。
2	工事施行状況写真	上記 工事完了届の欄を参照してください。なお，工事完了届と同時に提出するときは不要です。
3	竣工写真	
4	工事の各種データ	

工事完了公告前の建築物の建築又は特定工作物の建設の承認申請（法第37条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作成要領等
1	申請書	法第37条に該当し，完了公告前に建築物を建築しようとする者は必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し関係市町村開発許可担当課に県用，市町村用，申請者用の3部（岡山市，倉敷市，玉野市は2部提出）を提出してください。
2	委任状	申請の手続きを第三者に委任する場合は，委任状を添付して下さい。 なお，受任者の行政書士又は建築士等の受任資格，住所，電話番号等連絡先を記入してください。
3	開発許可書の写し	
4	理由書	完了公告前に建築物又は特定工作物を建築しなければならない理由を詳細に記入した書類を添付してください。
5	図面	建築物又は特定工作物との関係がわかる図面（土地利用計画図，造成・排水計画平面図，断面図等）を添付してください。
6	建築物の立面・平面図 又は特定工作物の平面図 （S = 1 / 100）	作成者の資格・氏名を記入し，押印してください。
7	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について，その指示に従い提出してください。

開発行為に関する工事の廃止届（法第38条，則第32条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作成要領等
1	開発行為に関する工事の廃止届出書	開発行為を廃止する場合は，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し，関係市町村開発担当課に県用，市町村用の2部（岡山市，倉敷市，玉野市は1部提出）を提出してください。（記載例（P262））
2	廃止の理由を記載した書類	廃止する理由を記載した書類を添付してください。
3	当該土地の状況を記載した書類	廃止した時点の状況を記載した書類（図面でもよい）を添付してください。
4	今後の措置を記載した書類	損なわれた公共施設の機能回復のための措置及び防災措置について詳細に記載した書類（図面でもよい）を添付してください。

地位の承継届（法第44条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作成要領等
1	地位の承継届出書 （一般承継）	相続又は合併により開発許可に関する権原を取得した相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し関係市町村開発担当課に県用，市町村用の2部（岡山市，倉敷市，玉野市は1部提出）を提出してください。（記載例（P273））
2	承継原因を証する書類	承継の原因が相続の場合は承継後の戸籍謄本等を，合併の場合は合併後の法人の登記事項証明書を添付してください。

地位の承継承認申請（法第45条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

		作成要領等
1	地位の承継承認申請書（特定承継）	開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し関係市町村開発担当課に県用，市町村用，申請者用の3部（岡山市，倉敷市，玉野市は2部提出）を提出してください。（記載例（P274））
2	開発行為施行等の同意書	必要事項を記載し添付してください。
3	承継の原因を証する書類	所有権その他権原を取得したことを証する書類を添付してください。
4	申請者の資力および信用に関する申告書	・必要事項を記載して添付してください。 ・自己の居住用又は1ヘクタール未満の自己の業務用の開発行為は不要です。
5	工事施行者の能力に関する申告書	・工事施行者が変わる場合には，必要事項を記載して添付してください。 ・自己の居住用又は1ヘクタール未満の自己の業務用の開発行為は不要です。
6	上記以外で知事（市長）が必要と認める図書	知事（市長）が必要と認める図書について，その指示に従い提出してください。

諸手続要領編
第三編

(2) 完了公告後の諸手続

予定建築物以外の建築又は特定工作物の建設の許可申請（法第42条，県規則，岡山市規則，倉敷市規則，玉野市規則）

	申請図書	作成要領等
1	予定建築物以外の建築又は特定工作物の建設の許可申請書	開発許可を受けた開発区域内において，完了公告があった後，予定建築物以外の建築物又は特定工作物の新築等を行う場合の許可申請のとき，必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し，関係市町村開発許可担当課に県用，市町村用，申請者用の3部（岡山市，倉敷市，玉野市は2部提出）を提出してください。
2	開発許可書の写し， 検査済証の写し	
3	委任状	申請の手続きを第三者に委任する場合は，委任状を添付してください。 なお，委任者の行政書士又は建築士等の委任資格，住所，電話番号等連絡先を記入してください。
4	法第42条該当理由書	
5	位置図 (S = 1 / 10,000)	・都市計画図に下記項目を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置（朱書き） ハ 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置，名称
6	区域図 (S = 1 / 2,500)	・相当範囲の外周区域を包括した図面としてください。 ・都市計画図に下記項目を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置（朱書き） ハ 接続先道路，排水の一次放流先水路
7	土地利用計画図 (S = 1 / 1,000)	構造物別に色ぬりをしてください。
8	建築物の各階平面図 (S = 1 / 100)	作成者の資格・氏名を記入し，押印してください。
9	既存建築物の各階平面図 (S = 1 / 100)	・除却，改修部分も添付してください。 ・作成者の資格・氏名を記入し，押印してください。
10	開発区域内の権利者の一覧表	・開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者のすべてを，指定用紙の（注）欄を参照のうえ必要事項を記載してください。 ・妨げとなる権利を有する者とは土地については，所有権・永小作権・地上権・賃借権・質権・抵当権・根抵当権・先取特権・土地が保全処分の対象となっている場合にはその保全処分をした者又工作物については，所有権，賃借権，質権，抵当権，根抵当権，先取特権，土地改良施設のある場合はその管理者。

	申請図書	作成要領等
11	開発行為施行等の同意書	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者（上記開発区域内の権利者一覧表に記載した者）の同意を得、指定用紙の（注）欄を参照のうえ作成してください。 ・同意書の印は実印とし、印鑑証明の添付が必要です。相互に3ヶ月以内のものを添付してください。 <p>公有地（里道・水路等）に関するものは、公共施設の管理者との承諾書に含まれるため、この同意書には記入しないでください。</p>
12	開発区域内の土地の登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・開発行為又は開発行為に関する工事をしようとする土地の登記事項証明書を用意してください。 ・市町村受付日より3ヶ月以内のものを添付してください。
13	公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請地の町名、地番、里道、水路等が表示された法務局そなえつけの公図の写しに申請地の境界を朱書き、道を茶書き及び水路を青書きで示してください。 ・公図には写しをとった法務局、年月日、氏名を記入のうえ押印して下さい。
14	上記以外で知事（市長）が必要と認める書類	<p>知事（市長）が必要と認める図書について、その指示に従い提出してください。</p>

開発許可完了公告後の土地利用の変更承認申請

	申請図書	作成要領等
1	開発許可完了公告後の土地利用の変更承認申請書	開発許可を受けた開発区域内において完了公告後、土地利用の変更を行う場合の承認申請のとき、必要事項を記載のうえ以下に定める書類を添付し、関係市町村開発許可担当課に県用、市町村用、申請者用の3部（岡山市、倉敷市、玉野市は2部提出）を提出してください。
2	委任状	申請の手続きを第三者に委任する場合は、委任状を添付してください。なお、委任者の行政書士又は建築士等の委任資格、住所、電話番号等連絡先を記入してください。
3	位置図 (S = 1 / 10,000)	都市計画図に下記項目を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置（朱書き） ハ 敷地周辺の都市施設及び都市計画施設の位置、名称
4	区域図 (S = 1 / 2,500)	・相当範囲の外周区域を包括した図面としてください。 ・都市計画図に下記を明示してください。 イ 方位 ロ 申請地の位置（朱書き） ハ 接続先道路、排水の一次放流先水路
5	土地利用計画図 (S = 1 / 1,000)	・変更前・変更後・新旧対照を作成してください。 ・構造物別に色ぬりをしてください。
6	公共施設の管理者の同意書、協議書	公共施設を変更するとき、地元市町村との同意書及び協議書を添付してください。
7	確定測量図	区画割りの変更及び住宅団地において土地利用計画図の変更の場合添付してください。
8	建築物平面図	・法第34条第1号及び第9号に該当する建築物の該当項目の用途の変更を伴わずに、新築、改築するときの承認申請に添付してください。 ・変更前・変更後を作成してください。 ・作成者の資格・氏名を記入し、押印してください。
9	污水处理施設の処理能力	污水处理施設の変更後の処理能力のわかる書類を添付してください。
10	上記以外で知事（市長）が必要と認める書類	知事（市長）が必要と認める図書について、その指示に従い提出してください。